

# きゅうでんガス機器サポート ご利用規約

## 第1条 総則

- 九州電力株式会社（以下「当社」といいます。）が実施する「きゅうでんガス機器サポート」（以下「本サービス」といいます。）をご利用いただくことができるお客さまは、当社と家庭用のガス使用契約を締結したお客さまで、住居用にガスをご使用になるお客さま（以下「利用者」といいます。）とします。
- 本サービスの提供は伊ワタニ九州株式会社（以下「提供会社」といいます。）が実施いたします。利用者は、提供会社はその業務の全部または一部を第三者（以下「協力会社」といいます。）へ委託することを承諾するものといたします。（提供会社および協力会社をあわせて「提供会社等」といいます。）

## 第2条 個人情報の取扱い

当社は利用者からの本サービス利用の申込時に、利用者よりご提供いただいた個人情報を含む情報、当社と利用者とのガス供給契約等により既にご提供いただいている個人情報を含む情報を保管、使用、処理の上、本サービスを提供します。当社は、本サービスの提供にあたり必要な範囲で提供会社等へ個人情報を提供し、利用者は本サービス利用時にこれに同意することとします。

## 第3条 サービス内容

本サービスは、利用者が使用する家庭用ガス消費機器に故障（故意によるものを除く）が発生した場合、利用者からの依頼にもとづき、提供会社等の作業員が訪問し、部品代を除く費用（出張料および技術料）について無償で修理をするサービスです。なお部品代については利用者の負担といたします。

ただし、無償となる金額は部品代を除く金額で10万円（消費税込）を上限とし、同一箇所・同一部位への修理は3回までとします。それらを超える修理は有償とします。

## 第4条 サービスの提供時間

サービスの提供時間は以下の通りとします。

	対応時間	対応者
受付	24時間365日	当社コールセンター
訪問	平日 : 9:00~19:00 土曜日 : 9:00~17:00 15:00までの受付で当日訪問をいたします。	提供会社

上記時間外および日曜日、祝日は訪問についてはいたしません。

ただし、協力会社の訪問時間についてはこの限りではありません。

## 第5条 サービスの適用除外

- 利用者は、本サービスの提供において、天候、災害、戦争、騒乱、内乱、封鎖、暴動、テロ行為、公衆の騒乱、伝染病、労働者の争議行為などのやむを得ない事情により、当社または提供会社等がお客さまを訪問することができない場合があることを予め了承することとします。

- 2 当社は、利用者が暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものを含みます。）暴力団準構成員もしくは暴力団関係企業その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められる場合または反社会的勢力に資金提供、便宜供与等行う等、反社会的勢力と関係を有していると認められる場合は、本サービスの提供をお断りします。
- 3 ガスご使用料金が未収のお客さまについては本サービスをご利用できません。
- 4 当社または提供会社を経由せずに修理をご依頼された場合は、無償の対象外となります。
- 5 利用者は以下に定める場合には、修理ができないことを了承することとします。
  - (1) 修理に必要な部品を調達できない場合
  - (2) その他故障の状況により提供会社等にて修理ができないと判断した場合

## 第6条 損害賠償の免責

- 1 本サービスの実施に際し、当社および提供会社等の責めとならない事由により利用者に生じた損害について、当社および提供会社等は賠償の責めを負いません。
- 2 当社および提供会社等の責めとなる事由により利用者に発生した損害のうち、間接的な損害（事業機会および事業利益の喪失等をいいます。）について、当社および提供会社等は賠償の責めを負いません。

## 第7条 サービス提供の終了

- 1 当社との家庭用のガス使用契約が解約となった場合は、本サービスの適用も終了となります。
- 2 提供会社等の事情により本サービスの提供ができなくなった場合、当社は利用者に事前に通知した上で、利用者の承諾を得ることなく本サービスの提供を終了できるものとします。

## 第8条 規約の変更

当社は、本サービス提供期間中であっても、本ご利用規約等を変更することがあります。この場合には、変更後の内容が適用されます。なお、当社は、変更内容についてお客さまにお知らせいたします。

## 第9条 準拠法

本規約等の解釈に関しては、日本法が適用されるものといたします。

## 第10条 合意管轄

利用者と当社の間で本サービス又は本規約等に関連して訴訟の必要が生じた場合には、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

## 第11条 供給条件等の準用及び誠実協議

本規約等に記載のない事項及び疑義を生じた事項のうち、ガス供給条件、使用契約条件等（以下「供給条件等」といいます。）に記載のある事項については、供給条件等を準用するものとし、供給条件等にも記載がない事項については、法令及び商習慣に従うほかその都度、利用者と当社との誠実な協議によって解決されるものとします。

以上